

短期入所生活介護事業所 川口結いの家運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人碧晴会が開設する短期入所生活介護事業所川口結いの家（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の生活相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練により要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスの緻密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 短期入所生活介護事業所 川口結いの家
- 2 所在地 碧南市川口町1丁目178-1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の員数及び職種内容は次のとおりとする。

1 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2 従事者

医師 3名以上

生活相談員 1名以上

看護職員 1名以上

介護職員 10名以上

機能訓練指導員 1名以上

管理栄養士 1名以上

従業者は、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行う。

(利用定員)

第5条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供定員は20名とする。

(介護サービスの内容等)

第6条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等介護及び、日常生活上の世話
- (2) 日常生活動作の機能訓練
- (3) 健康チェック
- (4) 送迎

(利用料)

第7条 介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その介護保険負担割合証の割合の額とする。なお、滞在費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額もしくは実費と比較して低い方の額を1日あたりの料金とする。

- (1) 滞在費は、1日当たり2,006円を徴収する。

負担限度額認定証による段階別金額

第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
820円	820円	1,310円	1,310円	2,006円

- (2) 食費は、一日あたり1,445円(朝食330円、昼食620円、夕食495円)とおやつ55円を徴収する。

負担限度額認定証による段階別金額

第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
300円	600円	1,000円	1,300円	1,445円

- (3) その他、日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は実費を徴収する。
- 2 前各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は、その家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。なお、やむをえない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

(緊急時における対応方法)

第8条 生活相談員等は、短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域は、碧南市とする。

2 上記以外の地域を越えて、サービス提供を希望される場合は御相談に応じます。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- (2) 特別養護老人ホームと併設のため、入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(虐待防止の措置)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（インターネット環境等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(業務継続計画の策定等に関する事項)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。業務継続計画については、職員に対し周知し、研修及び訓練を定期的実施し、必要に応じて見直し変更するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、生活相談員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設ける。

- (1) 採用時研修 直近の新人研修
- (2) 外部研修 外部における研修会に参加
- (3) 継続研修 年1回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業

者との雇用契約の内容に含むものとする。

- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人碧晴会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

平成17年 4月 1日施行
平成17年10月 1日改定
平成20年 4月 1日改定
平成22年 6月 1日改定
平成23年 4月 1日改定
平成24年 4月 1日改定
平成24年 6月 1日改定
平成25年 4月 1日改定
平成27年 4月 1日改定
平成29年 6月 1日改定
平成30年 4月 1日改定
平成30年11月 1日改定
令和元年 6月 1日改定
令和元年10月 1日改定
令和3年 6月 1日改定
令和3年 8月 1日改定